

## 特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第2項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第2項の規定により、この公告の日から3か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名 称 ・ 福田アセット&サービス株式会社  
・ ほか8者
- (2) 住 所 ・ 新潟市中央区西堀通二番町778番地  
・ ほか8者
- (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役 樋口 孝夫  
・ ほか8者

2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名 称 ・ 新潟ジョーシン株式会社  
・ ほか12者
- (2) 住 所 ・ 上越市藤野新田1174番地3  
・ ほか12者
- (3) 代表者の氏名 ・ 代表取締役 山中 庸隆  
・ ほか12者

3 特定施設の名称

長岡マーケットモール

4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

- (1) 所在地 長岡市古正寺町字中割203外110筆
- (2) 敷地の面積 61,607平方メートル

5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日  
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
- (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日  
平成26年4月（予定）

6 特定施設の新設をする日

平成26年4月（予定）

7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

- (1) 特定施設の床面積の合計  
17,916平方メートル
- (2) 特定施設の店舗面積の合計  
12,071平方メートル

8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域

- (1) 特定施設の集客予定数  
1日当たり約13,400人
- (2) 特定施設の集客を予定している区域  
長岡市の区域

9 届出年月日

平成25年10月18日

10 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課、新潟市経済・国際部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業労政課、小千谷市商工観光課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市産業振興課、燕市商工観光部商工振興課、魚沼市商工振興課、弥彦村産業振興課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能)

11 縦覧期間

平成25年10月25日から平成26年1月25日まで